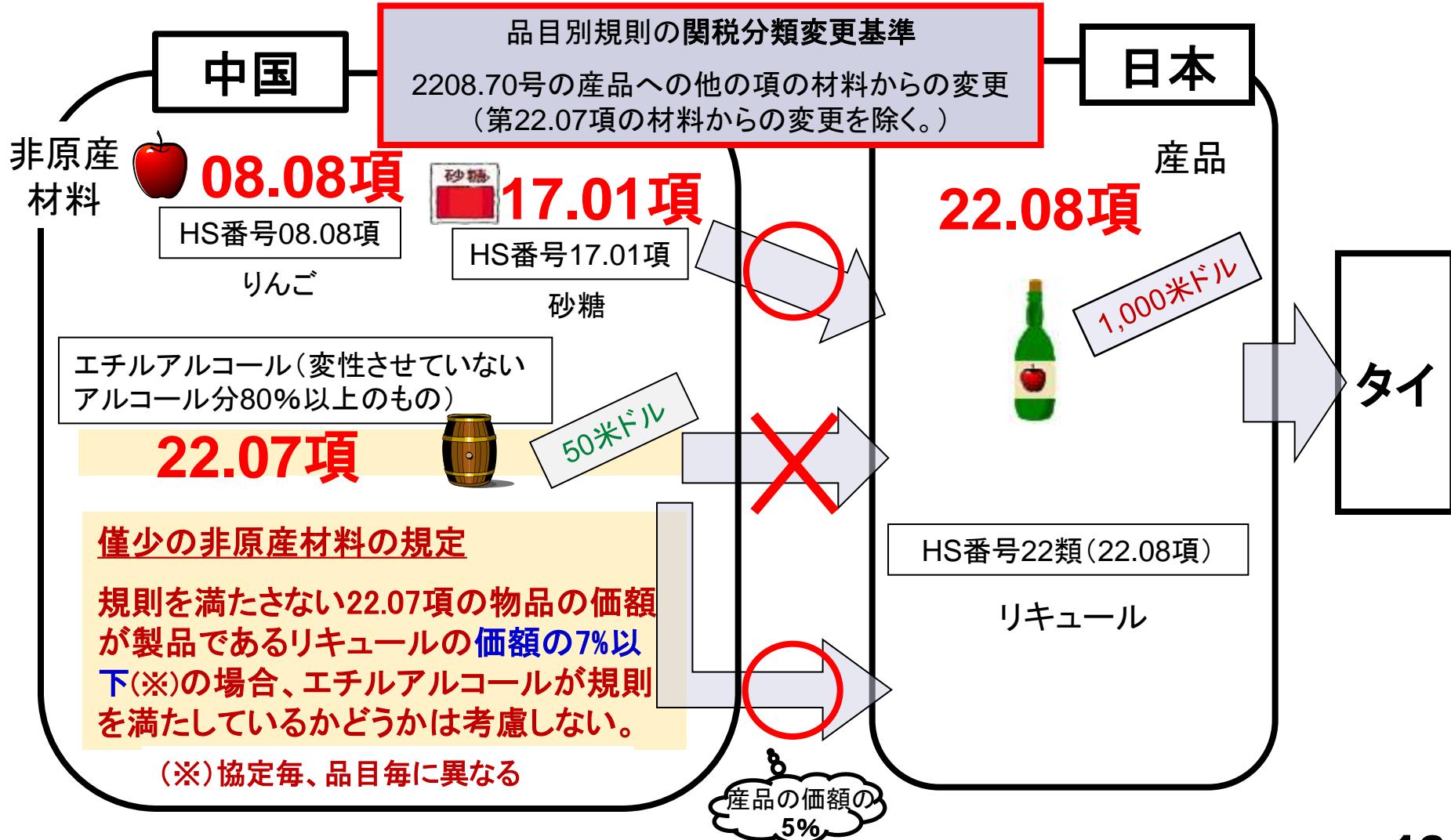


原産品(日タイEPAの例)

○僅少の非原産材料(原産品の範囲を広げる規定)(ケース3)



参考

僅少の非原産材料の適用対象品目の比較表

*適用できる品目、閾値
はEPAごとに異なる。

	第1類	第2類 第3類	第4類～ 第8類	第9類	第10類～ 第14類	第15類	第16類	第17類	第18類	第19類	第20類	第21類	第22類	第23類	第24類	第25類	第26類～ 第27類
日シンガ ポール EPA													產品のFOB価額の 7%以下				x
日メキシコ EPA	產品の取 引価額の 10%以下 (※1)	x	產品の取引価額の10%以下(※1)		x								產品の取引価額の10%以下(※1)				
日日ア、日 フブ、日マ イル、日レ リネ、日ビ ン、日シ ア								x									
日チリEPA				x									2008.92: 產品のFOB価 額の10%以下			x	
日タイEPA				x									產品のFOB価額の7%以下		x		
日アゼアン 包括的EPA			x		產品的 FOB価額 の10%以 下	x	1803.10, 1803.20, 1805.00: 產品のFOB価額 の10%以下 その他: x		產品的FOB価額 の10%以下		2103.90: 產品のFOB 価額の7% 以下		產品的FOB價 額の10%以下		x		
日イスイスEPA																	產品的工場渡し價額 の10%以下(※3)
日ベトナム EPA		x			0901.21, 0901.22: 產品的FOB 価額の10% 以下 その他: x	x	產品的 FOB価額 の10%以 下	x	1803.10, 1803.20, 1805.00: 產品的 FOB価額 の10%以下 その他: x	產品的FOB価額 の10%以下	2103.90: 產品的 FOB価額 の7%以下		產品的FOB價 額の10%以下		x		
日インド EPA				x					1604.20, 1605.20, 1605.90: x				2101.11, 2101.20, 2106.10, 2106.90: x	2207.10, 2207.20 : x		2501.00: 產品的 FOB価額 の7%以 下	x
日ペルー EPA	產品的FOB 価額の 10%以下 (※1)	x	產品的FOB價額的10%以下(※1)		x								產品的FOB價 額的10%以下(※1)				產品的FOB價 額的10%以下
日オーストラ リアEPA													產品的FOB價 額的10%以下(※1)				產品的FOB價 額的10%以下

僅少の非原産材料の適用対象品目の比較表

*適用できる品目、閾値
はEPAごとに異なる。

	第28類	第29類	第30類～ 第34類	第35類	第36類～ 第37類	第38類	第39類～ 第45類	第46類	第47類～ 第49類	第50類	第51類	第52類	第53類	第54類～ 第63類	第64類～ 第97類
日シンガ ボール EPA	產品のFOB価額の10%以下										產品の重量の7%以下				產品のFOB価 額の10%以下
日メキシコ EPA	產品の取引価額の10%以下										關稅分類を決定する材料に含まれる特定の織維又は糸の 総重量が当該材料の総重量の7%以下である場合(※2)				產品の取引価 額の10%以下
日日日日 フブイマレ リルンレ ビニドーネシ ビニシア 田ア	產品のFOB価額の10%以下										產品の重量の7%以下				產品のFOB価 額の10% 以下
日チリEPA	產品のFOB価額の10%以下										產品の重量の7%以下				產品のFOB価 額の10%以下
日タイEPA	產品のFOB価額の10%以下										產品の重量の10%以下				產品のFOB価 額の10%以下
日アセア ン包括的 EPA	產品のFOB価額の10%以下										產品の重量の10%以下				產品のFOB価 額の10%以下
日スイス EPA	產品の工場渡し価額の10%以下(※3)										產品の重量の7%以下				產品の工場渡 し価額の10% 以下
日ベトナ ムEPA	產品のFOB価額の10%以下										產品の重量の10%以下				產品のFOB価 額の10%以下
日インド EPA	2906.11, 2918.14, 2918.15, 2940.00: 產品のFOB 価額の7%以 下	3505.10, 3505.20: 產品のFOB 価額の7% 以下	3502.11, 3502.19: ×	3809.10, 3824.60: 產品の FOB価額 の7%以下	4601.29, 4601.94, 4602.19: ×	5001.00, 5003.00: ×	51.02, 51.03: ×	52.01～ 52.03: ×	53.01, 53.02: ×	產品の 重量 の 7% 以下				產品的 FOB價額 的 10% 以下	
	產品的 FOB 價額的 10% 以下	產品的 FOB 價額的 10% 以下	其他: 產 品 的FOB價格 的10%以下	產品的 FOB 價額的 10% 以下	其他: 產 品 的FOB價額 的10%以 下	其他: 產 品 的FOB價額 的10%以 下				其他: 產 品的 重量 的 7% 以下					
日ペルー EPA	產品のFOB価額の10%以下										產品の重量の10%以下				產品的FOB價 額的10%以下
日オーストラ リアEPA	產品のFOB価額の10%以下										產品的重量的 10%以下				產品的FOB價 額的10%以下

*1: 產品の生産に使用する非原產材料が、原產品とされる產品と異なる号に掲げられる場合に限り、適用される。

※2: 产品的関税分類を决定する材料に含まれる特定の繊维又は糸が、所定の関税分類変更を満たしていないことを理由として、当該产品が原产品と認められない場合に限り適用される。

※3: 例外として、第32.04項及び第34.02項については、产品と同じ項に属する非原産材料については工場渡し価額の20%以下の場合と規定されている。

原産品(日タイEPAの例)

(c) 実質的変更基準を満たす產品

■ 関税分類変更基準



非原産材料と產品の関税分類番号に特定の変化があれば、実質的変更があったとする基準

■ 付加価値基準



付加された価値がある条件以上であれば、実質的変更があったとする基準

■ 加工工程基準



非原産材料に特定の加工工程がほどこされれば、実質的変更があったとする基準

⇒我が国の多くのEPAにおいて、実質的変更基準は、品目毎に上記のいずれかの考え方、あるいは、その組み合わせを採用しています。

品目別規則(日タイEPAの例)

第三類 飲料 アルコール及び食酢

一一〇一・一〇一一一〇一・一〇

一一〇一・九〇

一一〇三・〇〇一一一〇四・二九

一一〇四・三〇一一一〇六・〇〇

一一〇八・一〇一一一〇八・六〇

一一〇八・七〇

一一〇九

一一〇一・一〇一

一一〇一・九〇

一一〇一・九〇

一一〇一・九〇

一一〇一・九〇

一一〇一・九〇

第二二〇一・一〇号から第二二〇一・一〇号までの各号の产品への他の類の材料からの変更

原産資格割合が四十バーセント以上であること（第二二〇一・九〇号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二二〇三・〇〇号から第二二〇四・二九号までの各号の产品への他の類の材料からの変更

第二二〇四・三〇号から第二二〇六・〇〇号までの各号の产品への他の類の材料からの変更（第八類又は第二〇類の材料からの変更を除く。）。

第二二〇四・三〇号から第二二〇六・〇〇号までの各号の产品への他の類の材料からの変更（第八類又は第二〇類の材料からの変更を除く。）。

第二二〇四・三〇号から第二二〇六・〇〇号までの各号の产品への他の類の材料からの変更（第八類又は第二〇類の材料からの変更を除く。）。

第二二〇八・二〇号から第二二〇八・六〇号までの各号の产品への他の項の材料からの変更（第二二〇八・七〇号の产品への他の項の材料からの変更（第二二一・〇七項の材料からの変更を除く。）又は、

第二二〇八・七〇号の产品への他の項の材料からの変更（第二二一・〇七項の材料からの変更を除く。）又は、

第二二〇八・七〇号の产品への他の項の材料からの変更（第二二一・〇七項の材料からの変更を除く。）又は、

第二二〇八・七〇号の产品への他の項の材料からの変更（第二二一・〇七項の材料からの変更を除く。）又は、

第二二〇八・七〇号の产品への他の項の材料からの変更（第二二一・〇七項の材料からの変更を除く。）又は、

第二二〇八・七〇号の产品への他の項の材料からの変更（第二二一・〇七項の材料からの変更を除く。）又は、

第二二〇八・七〇号の产品への他の項の材料からの変更（第二二一・〇七項の材料からの変更を除く。）又は、

原産資格割合が四十バーセント以上であること（第二二〇八・七〇号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

リキュール

HS番号…22類(2桁)

22.08項(4行)

2208.70号(6行)

第2208.70号の產品
への他の項の材料
からの変更
(第22.07項の材料
からの変更を除く。)

又は

原産資格割合が40%以上であること（第2208.70号の産品への関税分類の変更を必要としない。）

(関税分類変更基準)

(附加価値基準)

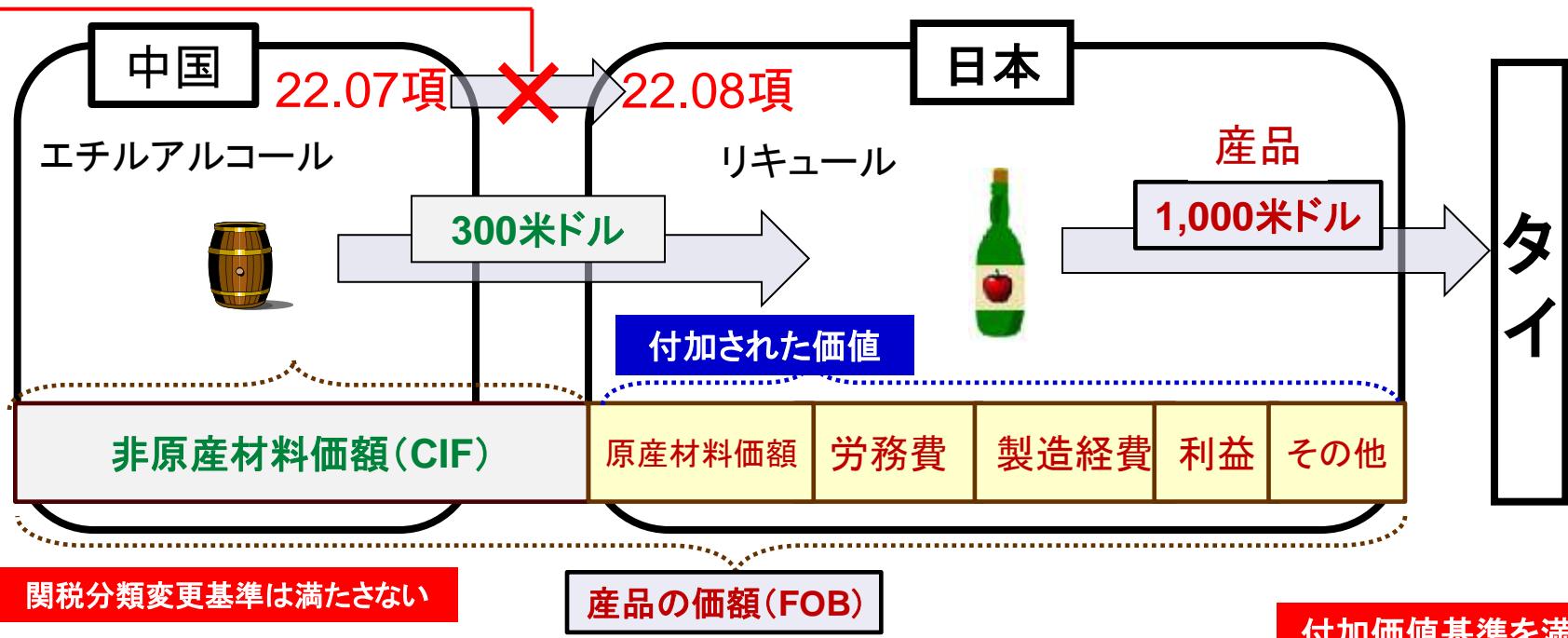
外務省ウェブサイト(税関ウェブサイトからリンクあり)

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/thailand/kyotei.html

原産品(日タイEPAの例)

2. 付加価値基準(ケース4)

原産資格割合が40%以上であること

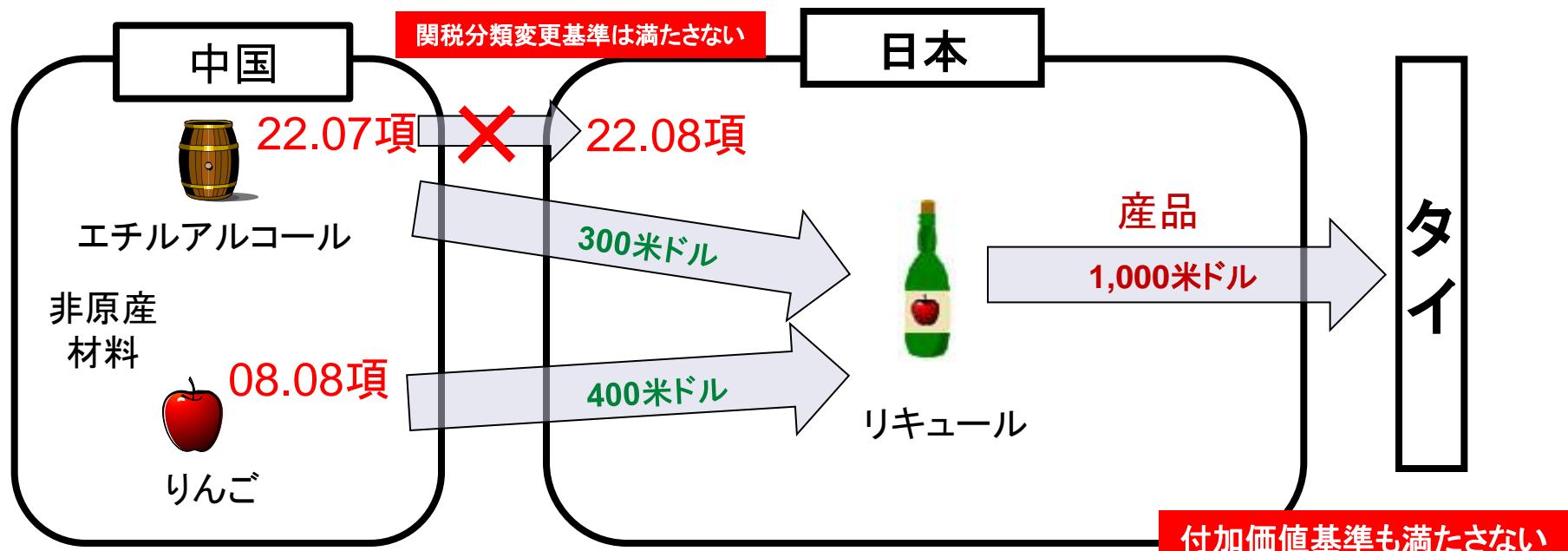


$$\text{原産資格割合} = \frac{\text{產品の価額} - \text{非原産材料価額}}{\text{產品の価額}} = \frac{1,000 \text{米ドル} - 300 \text{米ドル}}{1,000 \text{米ドル}} = 70\% \geq 40\%$$

原産品(日タイEPAの例)

2. 付加価値基準(ケース5)

原産資格割合が40%以上であること



$$\text{原産資格割合} = \frac{\text{產品の価額} - \text{非原産材料価額}}{\text{產品の価額}} = \frac{1,000\text{米ドル} - 700\text{米ドル}}{1,000\text{米ドル}} = 30\% \geq 40\%$$

原産品(日タイEPAの例)

(c) 実質的変更基準を満たす產品

■ 関税分類変更基準



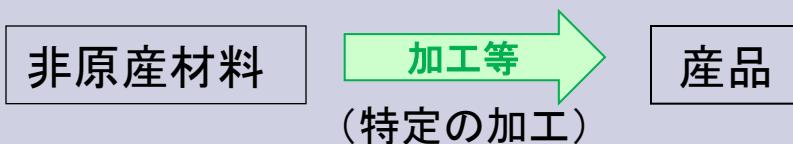
非原産材料と產品の関税分類番号に特定の変化があれば、実質的変更があったとする基準

■ 付加価値基準



付加された価値がある条件以上であれば、実質的変更があったとする基準

■ 加工工程基準



非原産材料に特定の加工工程がほどこされれば、実質的変更があったとする基準

⇒我が国の多くのEPAにおいて、実質的変更基準は、品目毎に上記のいずれかの考え方、あるいは、その組み合わせを採用しています。

二九〇一・一〇一・一九〇五・四一	
	(3)
	(2)
	(1)
<p>第二九〇一・一〇号から第一九〇五・四二号までの各号の产品への当該各号以外の号の材料からの変更、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九〇一・一〇号から第二九〇五・四二号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）又は、</p> <p>使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第二九〇一・一〇号から第二九〇五・四二号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第二九〇五・四三号から第二九〇五・四五号までの各号の产品への当該各号以外の号の材料からの変更、</p> <p>第二九〇五・四九一・一九〇五・五九号までの各号の产品への当該各号以外の号の材料からの変更、</p> <p>第二九〇五・四九号から第一九〇五・五九号までの各号の产品への当該各号以外の号の材料からの変更、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九〇五・四九号から第二九〇五・五九号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）又は、</p> <p>使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第二九〇五・四九号から第二九〇五・五九号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第二九〇六・一一号の产品への他の類の材料からの変更（第三三・〇一項の材料か</p>	

加工工程基準 (日タイEPAの例)

① 関税分類基準

(号の変更) ⇒ HS番号の少なくとも6桁の変更があればよい

② 付加価値基準

(原産資格割合40%以上)
⇒付加価値40%以上

③ 加工工程基準

化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること

外務省ウェブサイト(税関ウェブサイトからリンクあり)

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/thailand/kyotei.html

再掲

原産地規則(日タイEPAの例)

第28条 原産品

協定本体

1 この章に別段の定めがある場合を除くほか、次のいずれかの產品は、締約國の原產品とする。

(a) 当該締約國において完全に得られ、又は生産される產品であつて、2に定めるもの

完全生産品

(b) 当該締約國の原產材料のみから当該締約國において完全に生産される產品

原產材料のみから生産される產品

(c) 非原產材料をその全部又は一部につき使用して当該締約國において完全に生産される產品であつて、附屬書2に定める品目別規則及びこの章の他のすべての関連する要件を満たすもの

実質的変更基準を満たす產品

品目別規則の例

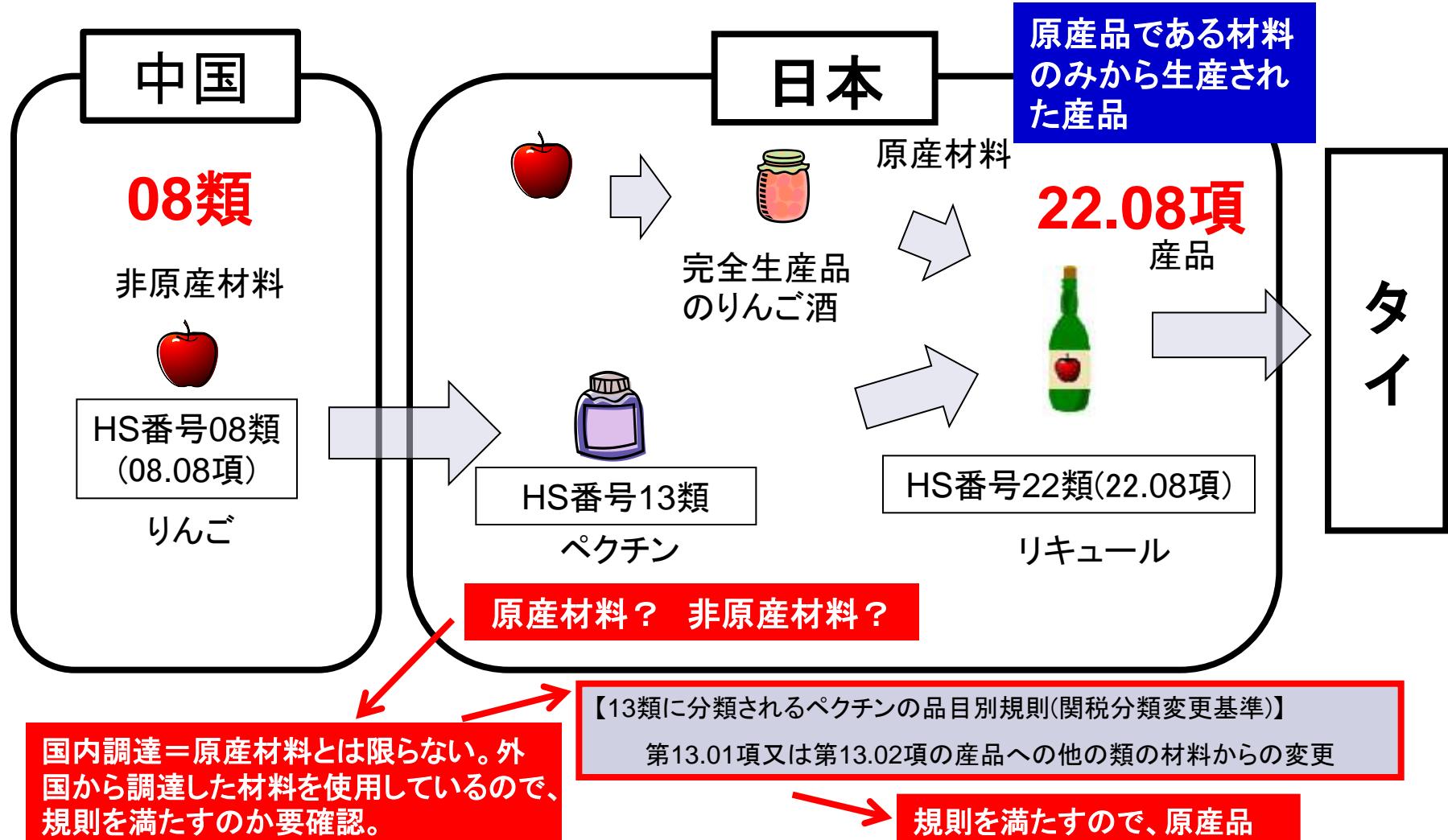
第三二類 飲料、アルコール及び食酢

一一〇一・一〇一一一〇一・一〇
一一〇一・九〇
一一〇三・〇〇一一一〇四・二九
一一〇四・三〇一一一〇六・〇〇
一一一・〇七
一一〇八・一〇一一一〇八・六〇
一一〇八・一〇一七〇八・七〇

第二二〇一・一〇号から第二二〇二・一〇号までの各号の產品への他の類の材料からの変更
原產資格割合が四十パーセント以上であること（第二二〇一・九〇号の產品への関税分類の変更を必要としない。）
第二二〇三・〇〇号から第二二〇四・一九号までの各号の產品への他の類の材料からの変更
第二二〇四・三〇号から第二二〇六・〇〇号までの各号の產品への他の類の材料からの変更（第八類又は第二〇類の材料からの変更を除く。）
第二二・〇七項の產品への他の類の材料からの変更
第二二〇八・二〇号から第二二〇八・六〇号までの各号の產品への他の項の材料からの変更（第二二・〇七項の材料からの変更を除く。）
第二二〇八・七〇号の產品への他の項の材料からの変更（第二二・〇七項の材料からの変更を除く。）又は、原產資格割合が四十パーセント以上であること（第二二〇八・七〇号の產品への関税分類の変更を必要としない。）

原産品(日タイEPAの例)

(b) 原産材料のみから生産される产品 (ケース6)



(注意1) 原産資格を与えることとならない作業

◎特定の作業が行われることのみをもって、品目別規則に定める関税分類変更基準又は加工工程基準を満たすものとはしないという規定

【日タイEPA第31条】

- (a) 輸送又は保管の間に產品を良好な状態に保存することを確保する作業
(乾燥、冷凍、塩水漬け等)等
- (b) 改装及び仕分
- (c) 組み立てられたものを分解する作業
- (d) 瓶、ケース及び箱に詰めることその他の単純な包装作業
- (e) 一の产品として分類される部品及び構成品の収集
- (f) 物品を単にセットにする作業
- (g) (a) から (f) までの作業の組合せ



(注意2) 一般ルール

品目別規則に規定のない產品は、一般ルールを適用する。

	日アセアンEPA 日イスEPA 日ベトナムEPA	日インドEPA	その他のEPA
一般ルール	他の項の材料からの変更 <u>又は</u> 付加価値40%以上	他の号の材料からの変更 <u>及び</u> 付加価値35%以上	全ての產品について品目別規則が規定されているため一般ルールは存在しない

項 Tariff Heading (4桁) : (例) 第73.09項

号 Tariff Sub-heading (6桁) : (例) 第7309.00号

EPA税率適用のための条件

① 輸出される产品に関し、輸入国において特惠税率が設定されていること

② 生産された貨物が、「原产品」であると認められること

(=原产地基準を満たしていること)

→ この原产地基準を満たしていることを証明する書類が「原产地證明書」等

運送の途上で「原产品」という資格を失っていないこと
(=積送基準を満たしていること)

→ この積送基準を満たしていることを証明する書類が「運送要件證明書」
(通し船荷証券の写し等)

③ 必要な手続きを行なうこと

- 税関に対して原産国や特惠税率を申告
- 添付書類として原产地證明書等及び(必要に応じ)運送要件證明書を提出

(=手續要件を満たしていること)



“③手続的規定を満たすこと”をどのように確認するのか？

■ 手順4 必要な書類の準備

- 原産地基準を満たしていることを証明する書類

- ✓ 原産品申告書

(日豪EPA特恵税率の適用を受ける場合。)

輸出者、生産者、輸入者のいずれかの方がご用意いただけます。)

- ✓ 原産地証明書

(輸出国の発給機関が発給します。)

輸入申告
の際に…

提出

- 積送基準を満たしていることを証明する書類

- ✓ 運送要件証明書

(通し船荷証券の写し等)

【(※)EPA特恵税率の適用を受ける際に必要な書類は、EPAにより異なる場合があります。】

EPA税率適用のための条件

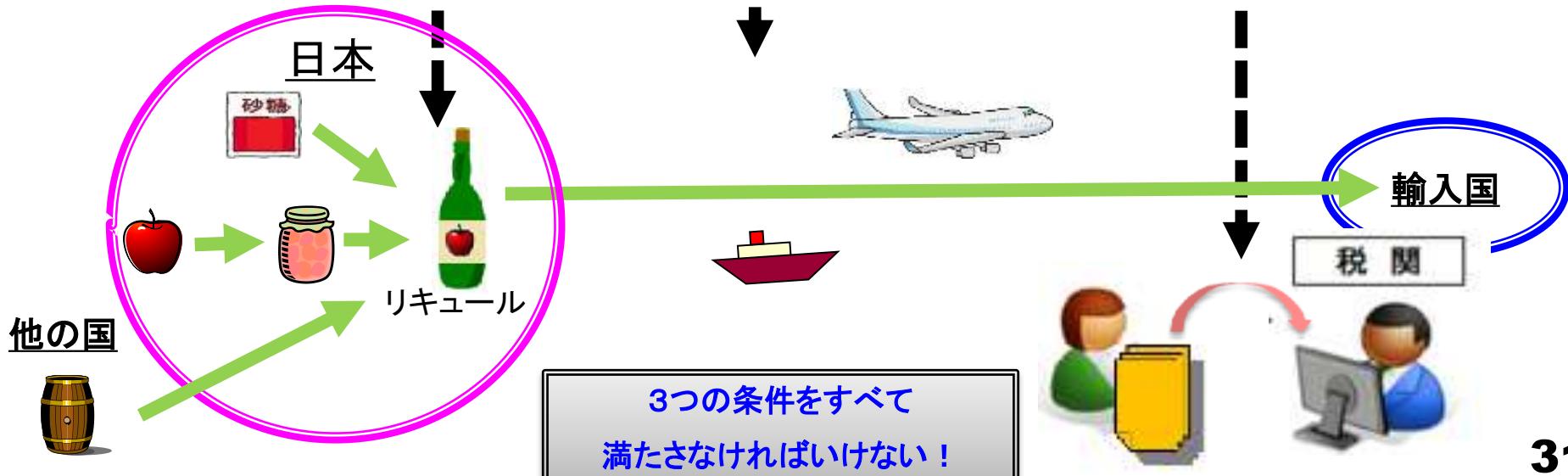
① 輸出される产品に関し、輸入国において特惠税率が設定されていること

② 生産された貨物が、「原產品」とあると認められること
(=原產地基準を満たしていること)

→ この原產地基準を満たしていることを証明する書類が「原產地證明書」等

③ 必要な手続きを行なうこと
・ 税関に対して原產国や特惠税率を申告
・ 添付書類として原產地證明書等及び(必要に応じ)運送要件證明書を提出
(=手續要件を満たしていること)

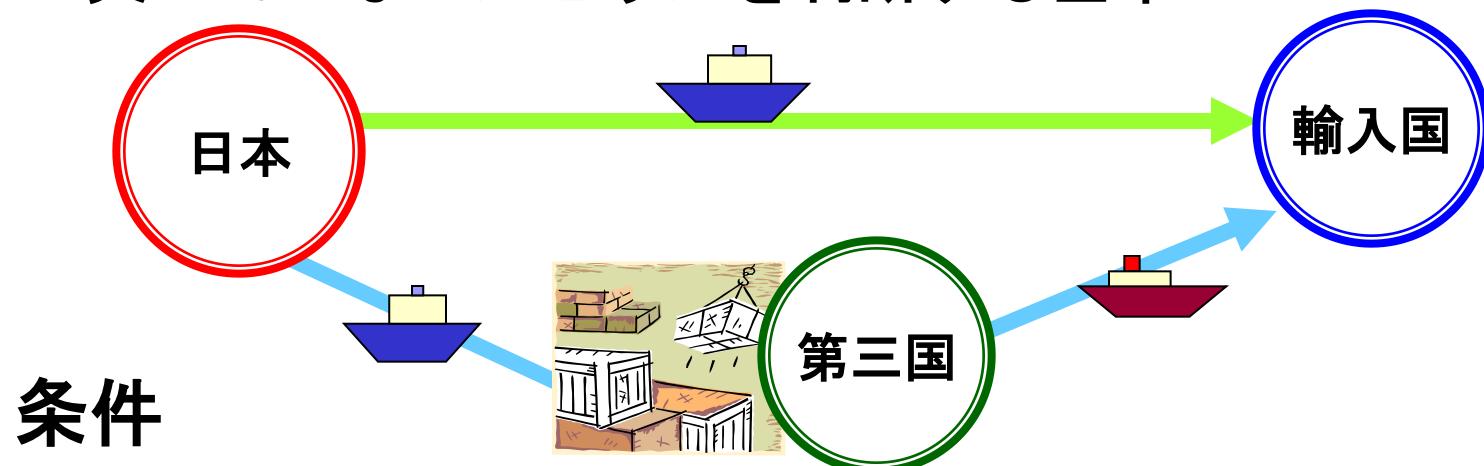
運送の途上で「原產品」という資格を失っていないこと
(=積送基準を満たしていること)
→ この積送基準を満たしていることを証明する書類が「運送要件證明書」
(通し船荷證券の写し等)



“積送基準を満たすこと”をどのように確認するのか？

■ 手順5 積送の条件の確認

貨物が輸入国に到着するまでに原産品としての資格を失っていないかどうかを判断する基準



条件

- 直接運送されること**
- 第三国を経由する場合には、当該第三国において許容される作業は、積卸し及び產品を良好な状態に保存するため必要なその他の作業のみ**

本日の説明

- どうしたらEPA特恵税率を利用できるのか？



- ①EPA特恵税率が設定されていること



手順1 関税分類番号の確認

手順2 EPA税率の確認

- ②原産地基準を満たす原産品であること

(+積送基準を満たすこと)

- ③手続的規定を満たすこと

手順3 輸入產品の原産性の確認

- 材料の確認

-- 原産材料か非原産材料か

--- 原産材料：根拠の確認

--- 非原産材料：品目別規則を確認

---- 僅少、累積の規定の確認

手順4 必要な書類の準備

手順5 積送の条件の確認



原産地規則